

栃木市国民健康保険運営協議会資料

書面開催日：令和2年11月11日（水）

審議期間：令和2年11月11日（水）～

11月17日（火）

栃木市生活環境部保険医療課

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 背景及び目的

令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)において、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例等について、租税特別措置法第35条の3が新設されたことから、本市においても、国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

2 改正の概要

- (1) 課税の特例を改めること。(附則関係)
- (2) 令和3年1月1日から施行とすること。

3 他市の状況

他の自治体においても、同様の改正が行われる予定。

4 財政的作用

特になし。

5 租税特別措置法第35条の3について

「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設」
個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合に、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとする。

上記の特例措置が新設されたことにより、長期譲渡所得を有する場合の所得割額及び軽減判定所得に係る算出方法について規定を整備するものである。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置



地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生予防を図る。

低額な不動産取引の課題

想定したよりも売却収入が低い	相対的に譲渡費用(測量費、解体費等)の負担が重い	様々な費用の支出があった上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい
----------------	--------------------------	-------------------------------------

土地を売らずに、低未利用地(空き地)として放置

売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

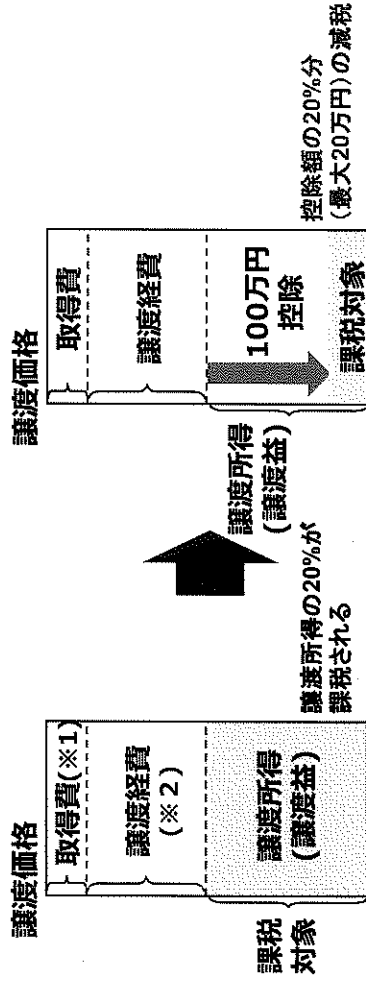
新たな特例措置の概要

※令和2年7月1日～令和4年12月31日

- ・土地とその上物の取引額の合計が500万円以下
 - ・都市計画区域内の低未利用土地等
- ※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主が利用の意向を有することについて市区町村が確認したものに限る。
- の要件を満たす取引について、売主の長期譲渡所得を100万円控除。

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

特例適用イメージ



(※1) 取得費が分からない場合、譲渡価格の5%とみなされる。
(※2) 解体費・測量費・宅建業者への仲介手数料等

利活用されていない少額の空き地等の活用イメージ

 鹿原島原いちき里木野市(土地) 譲渡額約350万円	 三重県津市(土地) 譲渡額約270万円	 新潟県燕市(土地) 譲渡額約350万円
移住者等の居住、店舗、事務所、 アトリエ等の利用 隣地所有者による管理・利活用		

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「長期譲渡所得金額」を「長期譲渡所得の金額」に、「同条第2項中」を「、同条第2項中」に改める。

附則第21項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
附 則 1～19 略	
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	
<p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額(」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	
(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	
<p>21 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p>	
22～30 略	

改 正 案

附 則

1～19 略

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の**長期譲渡所得の金額**の合計額(」と、**同条第2項中**「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、**第35条の3第1項**又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

22～30 略